

一般財団法人 有機合成化学研究所
賛助会員規程

(通則)

第1条 この法人の賛助会員に関する規程については、定款第43条に定めるものの他、この規程の定めるところによる。

(会員)

第2条 この法人の目的及び事業を賛助する者は、理事会の決議により賛助会員（以下「会員」という。）とする。

(会員の種類)

第3条 会員を分けて次の2種とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的及び事業を賛助する者又は賛助する上で、特に功労のあった者
- (2) 維持会員 この法人の目的及び事業を賛助し、第7条に定める会費を納める者

(会員の権利)

第4条 会員は、次の権利を有する。

- (1) この法人の主催する有機合成化学研究所講演会及び産学共同学習セミナー等の研究会に参加することができる。
- (2) この法人の発行する有機合成化学研究所研究紹介の無料配布を受けることができる。
- (3) この法人の主催する事業に優先して参加することができる。
- (4) 維持会員に所属するものは、この法人の主催する催しにすべて会員資格で参加することができる。

(資格の消滅)

第5条 維持会員が会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しない場合は、その資格を喪失する。

(退会)

第6条 退会しようとする維持会員は、未納の会費を納入の上、書面をもってその旨を理事長に届け出なければならない。

(会費)

第7条 維持会員は、毎年度1口以上の会費(維持会費)を納入しなければならない。ただし、1口500,000円とする。

2 一般会員は、会費納入の義務をもたない。

(会費の使途)

第8条 会費は、定款第3条に定める目的に従い、同第4条に記載する事業に使用する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は、一般財団法人有機合成化学研究所の設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。